

公益通報者保護法日弁連改正試案

2015年（平成27年）9月11日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

公益通報者保護法を別紙改正試案のとおり改正すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

1990年代に、企業や行政機関内部からの公益通報が企業等の違法行為等の是正及びその事前抑止のために有用かつ必要であることが世界的に認識されるようになり、公益通報者保護制度が導入されてきた。我が国においてもリコール隠しや食品偽装事件等を契機として2004年に公益通報者保護法（以下「本法」という。）が制定され、2006年4月1日に施行された。

しかし、本法は、その法案審議の当初から、通報者や通報対象事実の範囲が限定され、通報対象先の定義規定が複雑で、通報先ごとの通報者保護の要件が厳格に過ぎ、公益通報を促すものとはいえず、かえって抑止するものとの批判もあった。本法第6条の解釈規定が盛り込まれたことにも示されているように、もともと限定的な公益通報者保護制度として法制化され、同法附則第2条において、「法施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていたものである。

2009年に消費者庁及び消費者委員会が設置され、本法附則に定める検討のために消費者委員会に公益通報者保護制度専門調査会（以下「調査会」という。）が置かれ、2011年2月に同調査会の取りまとめがなされたが、法改正については先送りされた。

公益通報者に対する保護を法律で定めることにより内部告発に対するマイナスのイメージを払拭し、公益通報が国民生活の安全や環境保全、公正な社会の実現に有益で不可欠なツールとして広く認知され、事業者の法令遵守を促進させることが期待されたが、近年においても事業者の法令遵守に対する認識を疑わざるを得ない事件が相次いでいる。

例えば、日本を代表する企業である株式会社東芝において、巨額の利益の水増しという粉飾決算が発覚したが、この事件の第三者委員会報告書は、「上司の意向に逆らうことができない企業風土が存在していた。」と指摘している。

また、東洋ゴム工業株式会社による免震偽装事件における社外調査チームの最終調査報告書は、出荷済みの免震ゴムの回収や公表を検討した際に、公表しない場合に内部通報されることをデメリットとして捉え、内部通報を行うおそれのある関係者のリストを作成したとのことであり、内部通報を抑制する対策が検討されていたことを指摘している。

このように、公益通報者保護の趣旨や考え方が社会に浸透し、定着しているとはいえ、本法がそのために機能するものとなっていないことが明らかになってきている。

こうした経緯に対し、当連合会は2011年2月18日付け「公益通報者保護法の見直しに関する意見書」及び2013年11月21日付け「公益通報者保護制度に関する意見書」において、具体的な改正内容を含む提言を行ってきた。今般、消費者庁に「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」が設置され、公益通報者保護制度の課題及び論点を整理の上、本年12月に取りまとめが予定されていることから、以下のとおり、本法改正試案を提案する。

なお、公益通報の必要性は、広く事業者及び行政機関の活動全体についていえることであるが、本改正試案は、今般の消費者庁における検討状況を踏まえ、本法の制定の基盤である個人の生命、身体、財産の保護、消費者利益の擁護及び環境の保全や公正な競争の確保など広く消費者政策実現の観点から、公益通報者保護制度の実効性を高めようとするものである。

以下、改正試案の内容と提案の理由を述べる。

2 第1条 目的

【条文案】

第1条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の禁止等及び公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図り、もって個人の生命、身体及び財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の利益に係る情報の開示を促進し、並びに違法行為等の是正及び抑止を図ることを目的とする。

【現行法】

<第1条（目的）>

この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の

健全な発展に資することを目的とする。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法では、本法の第一義的目的は、事業者等の「法令の規定の遵守を図」ることにおかれているが、これが狭きに過ぎることは、立法段階から指摘されてきた。

そもそも、「21世紀型の消費者政策の在り方について」と題する国民生活審議会消費者政策部会報告（2003年5月）において、「事業者に対する規制を中心とした政策手法から、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引を行うためのルール（市場ルール）を整備し、市場メカニズムを活用する施策手法に重点をシフトする必要がある。」との認識の下に、消費者が市場のプレイヤーとして、「必要な情報を収集し、合理的に判断・選択し行動」し、「事業者・行政への働きかけを行うことにより、消費者利益の確保に努める」という積極的な役割を果たすことが期待され、かかる消費者の主体的行動を基礎とした新たな消費者政策の実効性を確保するための社会制度として、公益通報者保護制度の導入が検討されることになったものである。

この経緯を反映し、現行法第2条第3項に、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護が公益通報対象事実の基礎をなすものとして明記された。さらに、2009年に消費者庁が設置され、本法は消費者庁の所管に置かれることとなり、消費者政策の実現に向けた制度として位置付けられることになったものである。

こうした経緯に照らしても、公益通報者の保護は、個人の生命、身体、財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の利益にかかる情報の開示を進めることで、違法行為の是正はもとより、これらに危険を及ぼす違法行為等の抑止を図ることを目的とするものであり、そのために実効性のある制度設計がなされる必要がある。

(2) 改正試案の提案内容

① 公益通報者を保護することによって、個人の生命又は身体、財産の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の利益の保護にかかる、これらを脅かす情報の開示と、違法行為等の是正を目的とするものである。

② 現行法では、「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する」ことも目的規定に掲げられている。これらは公益通報が機能していくことに

よって期待されるものではあるが、本法の目的を明確にするために削除することとした。

3 第2条第1項 公益通報の定義

【条文案】

第2条第1項

この法律において「公益通報」とは、公益通報者が、通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を、使用者である事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）若しくは通報対象事実発生事業者又はこれらの事業者があらかじめ定めた者、当該通報対象事実について処分、勧告等の権限を有すると思料する行政機関又は消費者庁並びにその他の第三者に、真摯に通報することをいう。

【現行法】

<第2条第1項（公益通報の定義）>

この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第3号において同じ。）に通報することをいう。

- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
- 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第4条において「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同

条第1号に規定する労働者派遣をいう。第5条第2項において同じ。)の業務の提供を受ける事業者

三 前2号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

① 公益通報者の主観的要件

現行法は、公益通報の定義において、通報者の主観的要件として「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく」と規定する。しかし、公益通報は社会に有意義な情報の開示であることから保護を必要とされているものであり、英国公益開示法においても、公益通報として「真摯」な通報であることを要件とするにとどまっている。

現行法は、公益通報者において、不正の利益を得る等、不正の目的でないことを具体的に立証する必要があると解釈されるおそれがあり、これらの要件を削除し、真摯な通報とするにとどめるべきである。

② 通報対象事実の行為主体及び通報先

現行法は、通報対象事実の行為主体として、「労務提供先」（i 使用者である事業者、ii 派遣先事業者、iii 取引先事業者）等をおき、それぞれについて通報対象先を規定している。

本法にいう「労務提供先」の概念は一般的でなく、その定義内容も理解が難しい上、通報先としても「労務提供先」の文言を用いており、通報対象事実の行為主体としての「労務提供先」と通報先としての「労務提供先」との関係も複雑で難解な条文になっている。また、公益通報者の取引関係者に継続的取引契約関係にある事業者が含まれることを明記すべきである。

そこで、通報対象事実が発生した事業者（及びその事業者の役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が発生した当該事業者も含む。）を端的に「通報対象事実発生事業者」とし、通報先の範囲を拡大した上で、通報対象事実の行為主体と公益通報者及び通報対象先との関係をわかりやすく示すべきである。

また、通報対象事実について処分若しくは勧告等の権限を有する行政機関がどの機関か、通報者には必ずしも明らかではない。通報者が処分等の権限を有すると思料する行政機関への通報も、公益通報に含める必要があ

る。

③ 通報対象事実の発生時期

現行法では、通報対象事実の発生時期について、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている」として切迫性を要件としているため、その要件の具備が争点となる。しかしながら、その判断は容易ではないことから、公益通報を抑制するものとなっており、「まさに」の要件は削除すべきである。

④ 外部への通報先についての制限

現行法では、労務提供先等及び行政機関以外の者に対する公益通報に関して、「被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」であり、かつ、「当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある者を除く」との要件が付加されている。すなわち、当該通報先への通報が被害の拡大を防止するために必要であること等を、公益通報者において主張・立証すべきことになり、これらの通報先への公益通報を抑制するものとなっている。弁護士会に寄せられた相談においても、報道機関への通報についての的確なアドバイスができた事例がほとんど存しなかったが、この要件によるところが大きい。事業者及び行政機関以外の外部への通報については法第3条第1項第3号によってその保護要件が加重されており、公益通報の定義規定においてこのような限定を設ける必要はない。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報の定義において、通報者の主観的要件として「真摯に」であれば足りることとし、通報対象事実である法令違反等の行為主体を「通報対象事実発生事業者」と規定して通報対象事実と通報者、通報対象先との関係を単純化するとともに、通報対象事実の発生時期の要件の「まさに」を削除し、事業者及び行政機関以外への通報先について付加されている制限を除くこと等により、保護の対象となる公益通報の範囲を拡大するものである。

なお、「通報対象事実発生事業者」の定義については第2条第4項に定める。

4 第2条第2項 公益通報者の定義

【条文案】

第2条第2項

この法律において「公益通報者」とは、次に掲げる者であつて、公益通報をした者をいう。

- 一 通報対象事実発生事業者の労働者

- 二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した労働者
- 三 通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い、又は行っていた事業者の労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した者
- 四 前3号の労働者であった者
- 五 通報対象事実発生事業者の役員及び役員であった者
- 六 通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い、又は行っていた事業者の役員及び役員であった者又は事業を行う個人

【現行法】

<第2条第2項（公益通報者）>

この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

退職した者はより公益通報に踏み出しやすい者であるが、現行法は、法第2条第2項で、公益通報の主体を、現に雇用契約がある労働者として、退職者を含めておらず、千葉県がんセンター事件で厚生労働省が公益通報として対応しなかったのは通報者が退職者であったことが理由とされていた。

退職者であっても退職年金の支給が差し止めされる等、不利益処分を受けるおそれがある。また、後述の公益通報者の免責規定の導入に際して、退職者にもそれが適用される必要があるため、労働者であった者による通報が本法における公益通報に含まれることを明記しておくことが必要である。

さらに、実質的な労働者とはいえない役員及び役員であった者、通報対象事実発生事業者との労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあった事業者の労働者及び労働者であった者並びに役員及び役員であった者、事業を行う個人も、通報対象事実発生事業者の違法行為等を知りうる立場にあり、これらの者の通報が保護されることにより、公益通報が促され、違法行為等を是正し、また抑止することが期待される。

よって、これらの者を公益通報の主体として掲げ、通報者の類型ごとに保護の内容を定めるべきである。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報の主体を、通報時における通報対象事実発生事業者の労働者に限

定せず、通報時における労働者及び労働者であった者（退職者を含む）、役員及び役員であった者、並びに、通報対象事実発生事業者と請負契約ないし継続的取引契約関係にあり又はあった事業者の労働者及び労働者であった者、役員及び役員であった者を含むとするものである。事業者には、事業を営む個人も含まれる。

5 第2条第3項 通報対象事実の定義

【条文案】

第2条第3項

この法律において「通報対象事実」とは、次の各号に掲げる事実のいずれかをいう。

- 一 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する侵害が生じたこと、生じていること、又は生じるおそれがあること。
- 二 環境が破壊されたこと、破壊されていること、又は破壊されるおそれがあること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、個人の生命、身体若しくは財産の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全又は公正な競争の確保に関する違法行為が行われたこと、行われていること、又は行われるおそれがあること。
- 四 前3号のいずれかに該当する事実についての情報が故意に隠蔽されたこと、隠蔽されていること、又は隠蔽されるおそれがあること。

【現行法】

<第2条第3項（通報対象事実）>

この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実
- 二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

【解説】

- (1) 現行法の問題点と法改正の必要性

① 現行法は、通報対象事実を、限定列举された法律に規定されている犯罪行為となる事実、及び、これらの法律の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実限定しているため、公益通報者にとってその範囲がわかりにくいだけでなく極めて限定されることになり、公益通報への大きな障害となっている。

消費者保護法制では指定商品制度が撤廃されてきており、公益通報者保護制度においても、適用対象法律を指定することによって、本法の適用範囲を限定すべきでない。

② また、現行法第2条第1項に定める通報対象事実の時間的切迫性の要件を取り除いた上で、その発生のおそれのある場合も対象として、通報対象事実の存否をめぐる時間的争点をなくし、通報対象事実についての情報の隠蔽等も通報対象事実に加えることによって公益通報をしやすくし、広く違法行為等の是正及びその抑止等、本法の目的の実現に寄与する制度とすべきである。

(2) 改正試案の提案内容

現行法における「適用対象の法律の限定」及び、「通報対象事実を犯罪行為事実とする限定」を取り除き、通報対象事実が「まさに生じようとしている」との時間的切迫性要件を削除し、情報の隠匿行為も通報対象事実に加えて、本法を、広く、安全で公正な国民生活の実現に寄与するものとする。

6 第2条第4項 通報対象事実発生事業者の定義（新設）

【条文案】

第2条第4項

この法律において「通報対象事実発生事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人
- 二 その役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法第2条第1項は、通報対象事実の行為主体として「労務提供先」の用語が用いられているとともに、通報対象先としても「労務提供先」の用語が用いられていることから、通報対象事実の行為主体としての「労務提供先」

と通報先としての「労務提供先」との関係が複雑で理解が困難な条文となっている。

そこで、通報対象事実が発生した事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人）及び役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が発生した当該事業者を、「通報対象事実発生事業者」として、別途定義規定を設け、通報主体と通報先及び通報対象事実である当該違法行為等が生じている事業者との関係をわかりやすくすべきである。

(2) 改正試案の提案内容

通報対象事実の発生主体を「通報対象事実発生事業者」として定義規定を新設し、通報主体と通報先と通報対象事実が生じている事業者との関係を理解しやすくするものである。

7 第2条第5項 行政機関

改正試案第2条第5項は、第2条第3項の新設により、現行法第2条第4項が繰り下がったものであり、その内容は現行法同条第4項と同じであるので、省略する。

8 第3条 解雇の禁止（新設）

【条文案】

第3条 公益通報者を使用する事業者は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者が次に掲げる公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者を解雇してはならない。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性現行法第3条柱書は「事業者が行った解雇」を無効とするだけで、通報者が解雇された後に、解雇された通報者がその有効性を争うことになり、通報者の保護として不十分である。通報者保護の観点からは、なされた解雇を無効とするのではなく、解雇自体してはならないとする必要がある。

(2) 改正試案の提案内容

改正試案に基づく公益通報をした労働者について、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、公益通報者を解雇してはならないことを定めるものである。

なお、なされた解雇の無効については、第3条第2項で規定する。

9 第3条第1項第1号 内部への通報の保護要件

【条文案】

第3条第1項

- 一 通報対象事実発生事業者若しくは通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約若しくは継続的取引契約関係にある事業者又はこれらの者があらかじめ定めた者に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると思料するとき

【現行法】

- 一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法は、事業者内部への通報（第3条第1号）、処分・勧告権限を有する行政機関（同第2号）及びその他の通報先（同第3号）に区分して、事業者内部への通報の保護の要件を最も低くしている。これは、内部への公益通報を促す趣旨である。

とはいえ、第3条第1号は、労務提供先等の通報対象事実について、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合」に、「当該労務提供先等」に対して公益通報を行う場合の保護要件である。この前提である第2条（定義規定）における「労務提供先」、「通報対象事実」、「通報対象事実の発生時期」についての改正試案の提案理由で示したとおり、通報対象事実発生事業者に対する通報についても、現行法の基本枠組にかかる制約があり、改正試案を提示したところである。

そもそも事業者内部への通報は、その他の通報先への通報に比べて、公益通報によって事業者に生じうるリスクや損害はなく、逆にこれらを最小化できる好機でもあるのであって、事業者内部への通報を制限すべき理由はない。

実際に、事業者内部に設置されているヘルプライン等への通報制度において、通報対象事実を犯罪行為に限定したり、通報対象事実の発生の時間的切迫性等を要件としたりしているケースは少ないものと考えられる。

また、退職者の元雇用先への通報や派遣社員の派遣元雇用主への通報は正当な行為であり、事業者内部への通報として保護される必要があるが、現行法ではこれらは事業者内部への通報としての保護の対象に位置付けられてい

ない。

請負契約や継続的取引契約関係にかかる取引先での公益通報対象事実を雇用主に通報することも極めて正当な行為であり、事業者内部への通報として保護すべきである。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報者が、その雇用主及び公益通報対象事実発生事業者に対して行う公益通報は、事業者内部への通報として保護されることを明記したものである。この場合、公益通報者には改正試案第2条第2項のとおり退職者が含まれ、その従事する業務が通報対象事実に関して行われたものか否かは問わない。

10 第3条第1項第2号 行政機関への通報の保護要件

【条文案】

二 通報対象事実について処分、勧告等の権限があると思料する行政機関又は消費者庁に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると信ずるに足りる合理的な理由のある場合又は通報対象事実が真実である場合
--

【現行法】

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

行政機関への通報について、現行法で保護される通報は、通報対象事実が犯罪行為事実であり、かかる事実について処分、勧告等の権限を有する行政機関への通報に限定されている。通報者には、処分、勧告等の権限を有する行政機関の存否、どの行政機関かを容易に知り得ない場合は少なくない。

真実相当性の立証も重い負担となっており、「通報対象事実が存すると信ずるに足りる合理的な理由のある場合」としてより客観化し、さらに、通報時には真実相当性を立証する事実欠缺とみられる場合でも、その後の実態解明によって真実性が立証される場合もあることから、その場合も適法な行政機関への公益通報として保護される制度としておくべきである。

また、2009年9月に消費者庁が設置され、本法は消費者庁の所管する法律となったものであり、処分、勧告等の権限を有する行政機関が存在しない隙間事案への対処は消費者庁の所管となった。そこで、消費者庁への通報

は、行政機関への通報として保護されることを明記し、公益通報をしやすいことが必要である。

通報対象事実については、改正試案第2条第3号で述べたところによる。

(2) 改正試案の提案内容

通報対象事実について、処分又は勧告等の権限があると思料する行政機関又は消費者庁に対する公益通報で、通報対象事実が存すると信ずるに足る合理的理由のある場合又は真実である場合を、行政機関への公益通報として保護することを定めるものである。

1 1 第3条第1項第3号 事業者外部への通報の保護要件

【条文案】

- | |
|---|
| <p>三 前2号に掲げるもののほか、公益通報者において通報対象事実があると信ずるに足りる合理的な理由がある場合又は通報対象事実が真実である場合における公益通報で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 前2号に掲げる公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる合理的理由がある場合</p> <p>ロ 前2号に掲げる公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる合理的理由がある場合</p> <p>ハ 公益通報者を使用する事業者又は通報対象事実発生事業者から、明示的又は黙示的に、前2号に掲げる公益通報をしないことを正当な理由なく要求された場合</p> <p>ニ 書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第10条において同じ。）により、第1号に掲げる公益通報をした日から14日を経過しても調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由なく調査を行わない場合</p> <p>ホ 通報対象事実が重大で、個人の生命、身体又は財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争への侵害又は危険の程度、当該公益通報を受けた事業者又は行政機関の対応、公益通報者が当該公益通報に至った事情等を勘案し、当該公益通報が相当であると信ずるに足りる合理的理由がある場合</p> |
|---|

【現行法】

- 三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合その者に対し当該通

報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ 前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ 労務提供先から明示的又は黙示的に前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

① 事業者外部への通報の保護要件につき、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由」に加えて、各号の加重要件を必要とし、結果的に事業者外部への通報を制限している点で問題である。

本法の目的は、公益通報者を保護し、通報対象事実の開示を促進し、違法行為の是正及び抑止を図るものであり、企業風土及び行政機関の現状を考慮すれば、事業者及び行政機関への通報とともに、一定の要件の下にそれ以外への通報も保護される仕組みとされていることが、事業者内部又は行政機関への通報に対する事業者又は行政機関の対応に対する監視となり、各通報の本来の役割を促進することとなる。特にマスコミへの通報は、通報対象事実の内容によっては、国民の知る権利にとって極めて重要な役割を担うものである。

現在においても、公益通報者保護制度の意義や役割が事業者に浸透しているとはいえ、通報窓口が設置されていても公益通報によって不利益取扱いを受けた例も後を絶たない。事業者外部への通報についての現行法第3条第1項第3号に定める保護要件は厳格に過ぎ、これを緩和すべきであ

る。

② 現行法第3条第1項第3号イ、ロ及びホの真実相当性の要件について

現行法第3条第1項第3号イ、ロ及びホでは、不利益な取扱いがなされたり、証拠の隠匿、偽造等が行われたり、個人の生命又は身体への窮迫した危険があったりすることにつき、「信ずるに足りる相当の理由がある場合」を追加の要件としている。しかし、公益通報者において「信ずるに足りる相当の理由」を個別具体的に証明することは極めて困難であり、事業者がヘルプライン等の内部通報受付制度を設置していれば、不利益取扱いがなされると信じる相当の理由はないと判断される可能性もないとはいえない。そこで、信ずるに足りる「相当の理由」ではなく、「合理的な理由」として判断をより客観化し、公益通報者保護を図るべきである。

③ 現行法第3条第1項第3号ハについて

通報者が前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合の規定である。あからさまに口止めをされることは極めて希であると考えられる。むしろ、陰湿な圧力によって通報を躊躇わせることを防止する必要がある。

④ 現行法第3条第1項第3号ニについて

事業者内部への通報後一定期間内に調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由がなく調査を行わない場合に、事業者外部への通報を認める規定である。

法案策定の段階では通知までの期間は2週間とされていたが、法案では20日に延長された。公益通報の意義を実現するために、2週間の期間に戻すべきである。

⑤ 現行法第3条第1項第3号ホについて

現行法第3条第1項第3号ホは、個人の生命又は身体への危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずる相当の理由がある場合に限定されているが、判例では、通報対象事実が重大で個人の生命、身体、財産の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等のために有益な情報であると信ずるに足りる合理的理由がある場合には、その危険の程度、通報先事業者や行政機関の対応、公益通報者が当該通報に至った事情等を総合的に勘案して、事業者外部への通報が認められているので、かかる場合には公益通報として保護されることを本法に明記すべきである。

なお、行政機関に対する通報では、事業者内部への通報における第3条第1項第3号ニに相当する規定が置かれていない。また、第3条第1項第

3号ニには、事業者が所定の期間に調査を行うと通知した後、放置している場合や、不十分な調査で通報対象事実がないと回答した場合は含まれない。このような場合に通報者が外部に通報した場合にも、上記の要件の下で公益通報として保護されるべきである。

(2) 改正試案の提案内容

① 第3条第1項第3号柱書

事業者外部への通報については、「通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる合理的な理由がある場合」、又は「当該通報対象事実が真に存する場合」で、イないしホの要件を充たす場合は解雇してはならないことを規定するものである。

② 同条同項同号イ

第3条第1項第3号柱書の要件に付加して、前二号に定める公益通報をすれば、公益通報者が「解雇など不利益処分」がなされると「信ずるに足りる合理的理由」がある場合には、解雇を禁ずるものである。

③ 同条同項同号ロ

前2号に定める公益通報をすれば、当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる「合理的な理由」がある場合には、解雇を禁ずるものである。

④ 同条同項同号ハ

公益通報者が、事業者等から事業者や行政機関に公益通報をしないことを正当な理由なく要求された場合に、公益通報者を使用する事業者に対し解雇を禁ずるものである。

⑤ 同条同項同号ニ

事業者又は通報対象事実発生事業者が通報した日から14日経過しても調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由なく調査を行わない場合に、解雇を禁ずるものである。

⑥ 同条同項同号ホ

「通報対象事実の内容、人の生命、身体、財産の保護、環境の保全、公正な競争への侵害及び危険の程度、通報先事業者や行政機関の対応、公益通報者が当該通報に至った事情等」を総合的に考慮した上で、事業者外部への通報が「相当であると信ずるに足りる合理的理由」がある場合には、保護されることを定めるものである。

1.2 第3条第2項 解雇の無効

【条文案】

第3条第2項

前項の規定に反してなされた解雇は、無効とする。

【現行法】

＜第3条柱書＞

公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第1項第1号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法は、第3条各号に掲げる場合において同条第1号の事業者が行った解雇は無効としているが、8で述べたとおり、第3条柱書きで解雇してはならないことを明記した上で、解雇された場合の効果として、無効であることを定めておく必要がある。

(2) 改正試案の提案内容

第3条第1項の禁止に反してなされた解雇を無効とするものである。

1 3 第4条 労働派遣契約等の解除の禁止

【条文案】

第4条 通報対象事実発生事業者は、公益通報者が前条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に係る労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約を解除してはならない。

2 前項の規定に反してなされた契約の解除は、無効とする。

【現行法】

＜第4条（労働者派遣契約の解除の無効）＞

第2条第1項第2号に掲げる事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として同項第2号に掲げる事業者が行った労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法では、労働基準法第9条に規定する労働者の他、第4条で派遣労働者について、労働者派遣契約の解除の無効を規定しているのみである。しかしながら、本改正案第2条第2項の部分で述べたとおり、請負契約や継続的

取引関係にある取引先事業者の役員や従業員も事業者の違法行為等を知りうる立場にあり、またその通報により不利益な取扱いを受けるおそれがある。

例えば、雪印食品牛肉産地偽装事件では、通報した取引先倉庫業者が契約を解除されて一旦廃業に追い込まれた。また、弁護士会への相談窓口には、保険会社の代理店が保険金の不払について保険会社の本部に通報したところ、保険会社の支店から嫌がらせを受けて廃業に追い込まれたとの相談が寄せられている。

よって、これらの公益通報を促すために、労働者派遣契約に加え、請負契約その他の継続的契約の解除の禁止とこれに反して行われた解除を無効と定めるべきである。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報がなされたことによる労働者派遣契約、請負契約その他の継続的契約の解除の禁止に加え、契約の解除が無効であることを明確にするものである。

1.4 第5条 不利益取扱いの禁止

【条文案】

第5条 通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた事業者は、公益通報者が第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として、次に掲げる不利益な取扱いをしてはならない。

- 一 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者に対する降格、減給等の懲戒処分、不利益な配置転換、昇級差別、昇格差別等の人事上の不利益な措置、雇用環境等に関する事実上の不利益な措置その他の一切の不利益な取扱い
- 二 第2条第2項第2号及び第3号に掲げる公益通報者の交代の要請その他一切の不利益な取扱い
- 三 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる公益通報者に対する法律上又は事実上の一切の不利益な取扱い

【現行法】

<第5条（不利益取扱いの禁止）>

第3条に規定するもののほか、第2条第1項第1号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱い

をしてはならない。

- 2 前条に規定するもののほか、第2条第1項第1号に掲げる事業者は、その指揮命令下に労働する派遣労働者である公益通報者が第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法は、雇用主である事業者及び派遣先事業者に対し、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対し、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないとするものである。

しかしながら、組織内という密室において、通報者は、現行法に例示された降格、減給以外にも、懲戒処分、配置転換、昇級・昇格差別等の人事上の不利益な措置、退職金や年金の不支給・減額、本来の業務に従事させず専ら雑役に従事させるなどの職場でのいじめなど雇用環境等に関する事実上の不利益を受けることもある。不利益取扱いを一切してはならないことを明らかにするために、これらを明記しておくべきである。

また、派遣事業者の被用者や下請事業者の被用者が公益通報対象事実を確知する機会もありうることから、これらの者に対しても、公益通報をしたことによる解雇や交代等の不利益取扱いを禁止すべきである。

さらに、名目的な役員で実態的には労働者であるとはいえない役員や、請負契約又は継続的取引契約先の事業者の労働者及び労働者であった者や役員又は役員であった者からの公益通報を促進するため、これらの者に対する公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止を定め、その公益通報者の保護を図るべきである。

なお、現行法においても、退職者については、現行法第5条第1項に「その使用し、又は使用していた公益通報者」と規定されているところであるが、公益通報時に既に退職していた公益通報者に対する不利益取扱いも禁止すべきである。

(2) 改正試案の提案内容

禁止される不利益取扱いについて、現行法の降格、減給以外の人事上の措置及び事実上の措置を具体的に列記し、その内容をより明確にした。また、通報対象事実発生事業者の労働者であった者や役員及び役員であった者、下請事業者の労働者及び労働者であった者、役員及び役員であった者等への不

利益取扱いも禁止することを明記することとした。

1.5 第6条 不利益取扱いの推定（新設）

【条文案】

第6条 次に掲げる事由があるときは、公益通報者が当該公益通報を理由として不利益な取扱いを受けたものと推定する。

- 一 通報対象事実発生事業者又は通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約関係にあり、若しくはあった者が、公益通報者を探し出そうと試み、公益通報ができないように妨害し、又は公益通報の撤回等を強要した場合
- 二 通報対象事実発生事業者又は通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約関係にあり、若しくはあった者が、公益通報の1年以内に公益通報者に対し不利益な取扱いを行った場合

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法の下においては、公益通報者は、不利益な取扱いが公益通報をしたことを理由としてなされた不利益取扱いであることを立証しなければならない。

しかし、事業者には判例上も柔軟な人事裁量権が認められているため、配置転換や昇給差別などの不利益な取扱いが公益通報をしたことを理由としてなされたことを、公益通報者が立証することは容易ではない。このことが、公益通報者に公益通報を躊躇させるものとなっている。通報対象事実発生事業者と継続的取引関係にある取引先等が公益通報を理由として継続的契約を解除された場合も同様である。

よって、公益通報を促すためには、公益通報を理由とする不利益取扱いを禁止するのみでは不十分であり、公益通報者を探索し又は公益通報の撤回を求めるなど、通報対象事実発生事業者等の一定の行為があったことを証明した場合には、不利益取扱いが公益通報を理由としてなされたものであると推定する規定を置くことで、不利益取扱いの禁止の実効性を高めるべきである。

当該事業者は公益通報者に対する人事上の取扱い等がその裁量の範囲内であることを示す資料を保有していると思われるので、この推定を覆すことは困難とはいえない。

なお、韓国公益通報者保護法第23条は同旨の推定規定である。

(2) 改正試案の提案内容

通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあった者が、公益通報者の探索等一定の行為を行った場合には、公益通報者に対する人事上又は事実上の取扱いが不利益取扱いであると推定するとするものである。

二号については、韓国法では公益通報から2年以内とされているが、我が国では公益通報があつてから1年以内の取扱いについて推定規定が適用されることとし、関連性がより明白な場合に限定した。

16 第7条第1項 刑事罰の減免等（新設）

【条文案】

第7条第1項

第3条第1項各号に掲げる公益通報において、公益通報者の犯罪行為については、公益通報者において不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、その刑を免除し、又は減じることができる。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法では、公益通報者が法第3条の公益通報として保護されるためには、「通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足る相当な理由がある」（行政機関又は外部への通報の場合）、又は「思料する場合」（事業者内部への通報の場合）であることが必要である。改正試案においても、自らの通報の正当性についての要件の証明は必要となる。

これらの立証のための資料は事業者の所有に属することが通常である。公益通報者又はその関係者がこれらをコピー又は撮影等して、勤務先外に持ち出す行為は窃盗として処罰の対象となりうる。又、これらを第三者に提示した場合に名誉棄損に該当することがありうる。これらの行為が犯罪として処罰の対象となりうることは、公益通報を事実上、強く抑制している。

公益通報者が通報対象事実である違法行為に関与している場合には、公益通報が一層、躊躇われることになるが、他方、より初期の段階での公益通報を促すことで、当該事業者の社会的信用の棄損等も最小化することができるのであるから、当該公益通報者に公益通報を促す強い動機付けの仕組みが必

要である。

独占禁止法においても、早期の違反の自己申告者に対する課徴金の減免や刑事告発の免除の制度（リニエーション制度）が導入され、成果を挙げていることも参考となる。

なお、韓国公益通報者保護法では第14条第1項において、公益通報等と関連する公益通報者の犯罪行為の刑を減免することができるとしている。

(2) 改正法案の提案内容

刑事責任追及を受けることの懸念から公益通報を中止することを回避するためには、公益通報行為の正当性の証明にかかる資料等を取得する行為や、正当な公益通報による事業者の名誉毀損等について、当該通報が公益通報として保護の対象であり、公益通報者において不正の利益を得、又は他人に損害を与え、その他不正の利益を図る目的でない場合には、その刑を減免することができることを明文で定めておくことが必要である。公益通報者が通報対象事実である犯罪行為に関与している場合にも、その通報は自首に準じるものとして、刑を減免できるとするものである。

17 第7条第2項 懲戒処分の禁止（新設）

【条文案】

第7条第2項

公益通報者を懲戒する権限を有する者は、第3条第1項各号に掲げる公益通報が、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、これを行うために必要な資料の取得に係る行為を理由として公益通報者に対する懲戒処分を行ってはならない。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

事業所内の資料のコピーや撮影、持ち出し行為が、就業規則で禁止されていることは少なくないが、これらは、公益通報対象事実の真実性を証明するために必要な資料の収集のための行為である。公益通報を促すためには、懲戒処分を受けることなく、当該公益通報の正当性を証明することが可能となるために、これらの行為を理由とする懲戒処分も禁じる必要があるが、現行法にはその規定がない。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報者において、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他不正の利益を図る目的でない場合には、公益通報者による事業所内の資料のコピーや撮影、持ち出し行為を懲戒処分の対象としてはならないことを明文で定めるものである。

18 第7条第3項 懲戒処分の減免（新設）

【条文案】

第7条第3項

公益通報者を懲戒する権限を有する者は、当該公益通報対象事実における公益通報者の違法行為を理由として当該公益通報者に対し懲戒処分を行うときは、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、その処分を免除し、又は減じることができる。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

通報対象事実が犯罪行為である場合には、より公益通報を促す必要性が高いといえるから、公益通報者が当該犯罪行為に関与している場合に、その犯罪行為について懲戒処分を行う場合においても、公益通報を行ったことを斟酌し、処分を減じ、又は免除することとして、これを促すべきである。

なお、韓国公益通報者保護法第14条第2項において、違法行為を理由として懲戒する場合、減免することができると規定されている。

独占禁止法においても、早期の違反の自己申告者に対する課徴金の減免等の制度（リニエンシー制度）が導入され、成果を挙げていることも参考となる。

(2) 改正法案の提案内容

公益通報事実が犯罪行為であり、当該公益通報者がこれに関与している場合に、懲戒処分を免除し又は減じることができるとするものである。

19 第7条第4項 損害賠償請求の禁止（新設）

【条文案】

第7条第4項

第3条第1項各号に掲げる公益通報の通報対象事実に係る事業者は、不正の利益

を得，他人に損害を与え，又はその他不正の利益を図る目的でない限り，当該公益通報者に対し，当該通報によって生じた損害の賠償を請求することができない。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

公益通報者にとって公益通報を躊躇させる要因として，当該公益通報によって違法行為等が公になり当該事業者に損害が生じたとして賠償請求を受けることへの懸念がある。公益通報をしようとする者は経済的に弱者であることが多いことから，損害賠償請求を受けるおそれは，公益通報者にとって重大な通報の障害となっている。

公益通報者保護制度が社会に浸透せず，企業文化や意識の改革が進んでいない現状においては，民事上の責任についても規定を導入し，公益通報を促すことが求められる。

なお，韓国公益通報者保護法第14条第4項において，公益通報の内容が虚偽であることを知り，又は知ることができた場合，若しくは公益通報等と関連して金品若しくは労働関係上の特典を要求し，又はその他の不正な目的でなされた通報等を除き，損害賠償請求をすることはできないとされている。

(2) 改正法案の提案内容

国民の利益の擁護に寄与する公益通報を抑制しないために，当該通報が不正の利益を得，又は他人に損害を与え，その他不正の利益を図る目的でない限り，当該公益通報によって事業者が生じた損害の賠償請求を認めないとするものである。

20 第8条 解釈規定

現行法第6条を改正試案第8条とする。

21 第9条 一般公務員等に対する取扱い

現行法第7条を改正試案第9条とする。

22 現行法第8条 他人の正当な利益等の尊重の削除

【条文案】

削除

【現行法】

<第8条（他人の正当な利益等の尊重）>

第3条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

公益通報者は改正試案第2条第1項に定めるとおり「真摯に」通報することが求められており、本条に定める内容は当該「真摯に」なされたか否かの要件の中で判断されれば足りる。

通報に当たりそれ以上の注意義務を公益通報者に負わせるかのように読める規定はそもそも不必要であり、また、公益通報を萎縮させることになりかねず、削除すべきである。

(2) 改正試案の提案内容

現行法第8条は削除する。

23 第10条 是正措置の通知

現行法第9条を改正試案第10条とする。

24 第11条 行政機関がとるべき措置

【条文案】

第11条 書面により第3条第1項第2号に掲げる公益通報を受けた行政機関は、当該公益通報に係る通報対象事実について、処分、勧告等の権限を有する場合は、速やかに必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、当該公益通報を受け付けた日から60日以内に、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。

3 行政機関の長は、公益通報者に対し、第1項の規定により通報対象事実について調査を開始したときはその旨を、通報対象事実がないと判断したときはその旨を、法令に基づく措置その他適当な措置をとったときはその旨を遅滞なく通知し、前項の規定により期間を延長したときは延長後の期限及び延長の理由を書面により遅滞なく通知しなければならない。

4 第1項の公益通報が犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前3項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和23年

法律第131号)の定めるところによる。

【現行法】

＜第10条（行政機関がとるべき措置）＞

公益通報者から第3条第2号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の公益通報が第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところによる。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法は、公益通報を受けた事業者に対しては、是正措置等を公益通報者に通知すべきことを定め、また、事業者が一定期間内に調査を行うこと等の通知をしない場合に外部通報が保護されるものとしている。

しかしながら、公益通報を受けた行政機関については、必要な調査を行い、通報対象事実があると認めるときは法令に基づく措置等をとらなければならないと定めるだけであり、公益通報者には、通報が適切に処理されているのか、調査が行われるのか、調査が行われたのか、調査の結果や行政機関の行った措置の内容を知ることができない。この点、国の行政機関向けガイドラインでは調査結果や措置の内容を公益通報者に通知するよう努めることが規定されているが、期間の定め等もなく、行政機関への通報が放置されるおそれが指摘されている。

また、2008年10月に自動車共済の不正を指摘する公益通報を受けた厚労省は、1年以上も通報を放置し、他方で同省は公益通報者の氏名を共済側に知らせ、その後公益通報者は解雇されている（島根自治労共済事件）。このような事例は多々あり、公益通報を受けた行政機関が相当期間内に調査し、措置をとること、措置の有無や結果等を公益通報者に通知することを明確にルール化する必要がある。

(2) 改正試案の提言内容

① 改正試案第2条第3項は通報対象事実を違法行為に限定していないことから、行政機関が通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する場合については、相当期間内に調査及び措置を行うこと、その結果等を公益通報者に通知することとした。

- ② 相当期間については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）では開示決定の期限を原則30日以内とすること等が定められていることを参考に、本法の場合は事業者への調査等に時間を要することを考慮し、原則として60日以内に措置をとるべきこと、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは60日以内に限り延長することができることとした。
- ③ 公益通報者に対する通知については、通報対象事実について調査を開始した場合、通報対象事実がないと判断した場合、法令に基づく措置その他適当な措置をとった場合にそれぞれ遅滞なく通知し、期間を延長した場合は延長後の期限及び延長の理由を書面により遅滞なく通知することとした。
- ④ なお、現行法第10条第2項は、通報対象事実が犯罪に該当する場合において、犯罪の捜査及び公訴については、刑事訴訟法に定める手続によるべきことを明記しており、改正試案においても同様に規定した。

25 第12条 教示

【条文案】

第12条 前条第1項の公益通報が当該公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有する行政機関を、処分、勧告等の権限を有する行政機関がない場合は消費者庁を教示しなければならない。

【現行法】

<第11条（教示）>

前条第1項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法第11条では、公益通報が「誤って」当該公益通報にかかる通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたとき、とされているが、当該通報を受け付けた行政機関以外に処分又は勧告等をする権限を有する行政機関があるのであれば、誤っているかどうか

かかわらず当然教示が行われるべきである。

国の行政機関の通報処理ガイドラインでも、「誤った」という文言は使用されておらず、教示を行うべきか否かの判断を行うについて、このような不必要かつ誤解を招く文言は削除すべきである。

また、改正試案では公益通報対象事実に違法行為以外の行為が含まれている。処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が存在しない場合の公益通報先は消費者庁となるので、その旨の教示がなされる必要がある。

(2) 改正試案の提案内容

現行法にある「誤った」の文言を削除するとともに、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が存在しない場合は消費者庁を教示しなければならないものとした。

2 6 公益通報者の個人情報の保護（新設）

【条文案】

第13条 公益通報者から公益通報を受け又はこれを取り扱う者は、公益通報者等の個人情報又はこれを推測し得る事実を他に知らせてはならない。ただし、公益通報者等が、任意に、事前に書面により同意したときは、この限りでない。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

金沢大学病院の医療過誤事件（通報を受けた厚生労働省医政局が刑事告発を受けた教授に漏えい）、オリンパス不当配転事件（通報をメールで受けた社内ヘルプラインが通報対象事実を行っている公益通報者の上司に通報メールを転送）、島根自治労共済事件（通報を受けた厚労省が公益通報者の氏名を共済側に漏えい）など、通報を受け付けた者が公益通報者及び通報内容を、当該公益通報対象事実を行っている者に漏えいし、結果として公益通報者が不利益取扱いを受けるといった事例が相次いでいる。

また、行政機関に対する公益通報等が行われたことが通報対象事実発生事業者に伝われば、証拠が隠滅されるなど、その後の調査に支障が出る可能性もある。

よって、公益通報を受けた者やその処理に当たる者が、公益通報者の個人情報や、それを推測されるような情報を漏えいすることのないよう法律によって守秘義務を課し、公益通報者を保護することで、公益通報者が安心して

公益通報を行うことができるようにするとともに、調査に支障を来すことがないようにする必要がある。

なお、公益通報を受けた者等が、受け付けた通報を安易ないし恣意的に公益通報ではないと判断して、その公益通報者の個人情報に漏えいされる事態を防ぐために、本法における公益通報者とされる者のみではなく、公益通報者等とすべきである。

さらに、通報先が本制度の趣旨を理解して対応することができるよう、通報対応者における留意事項についての研修等も必要である。

加えて、通報を受け付けた担当者が、公益通報者の個人名をそのまま違法行為を行っている部署に伝えたために不利益取扱いをされた大阪トヨペット事件では、実名を伝えることについて同意していたか否かが争いになった。そのため、同意は、必ず書面によるべきである。また、真に任意による同意でなければならないことはいうまでもない。

なお、韓国公益通報者保護法は、公益通報者の個人情報の保護に関し、詳細に規定している（同法第11条）。

(2) 改正試案の提案内容

公益通報を受けた者やその処理に当たる者が、公益通報と誤りして通報した者の個人情報や、それを推測しうる情報を漏えいすることのないよう、通報者の個人情報そのもの又はその者が公益通報者であることを推測しうる事実についての守秘義務を明記するものである。これらの情報を公開又は報道してはならないことはいうまでもない。

ただし、公益通報者等の同意がある場合には同意の範囲内で明らかにすることができるが、その場合でも、事前に書面による同意を要することとした。

27 第14条 公益通報者等による相談（新設）

【条文案】

第14条 消費者庁は、公益通報者が行おうとする、又は行っている公益通報に関する相談を受けることができる。

2 通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあった者は、前項の相談を行った公益通報者に対し、そのことを理由として法律上又は事実上の一切の不利益な取扱いを行ってはならない。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 公益通報を行う必要があると考える者は、自らが行おうとする通報が、本法で保護される公益通報に該当するものか否かの不安から、通報を躊躇することになりがちである。

公益通報者を支援するNGO等に対する相談も外部への通報と見做されるおそれがあり、その場合は外部通報の要件を満たしていなければ保護されないとすれば、安易に相談すらできない。

他方、消費者庁は、当該通報対象事実について処分、勧告等の権限を有する行政機関が存しない公益通報については、通報の受け皿となるものであるため、消費者庁を公益通報等に関する一般的・総合的な受付窓口として位置付け、消費者庁への相談は本条第2項によって保護を受けられるものとする。ことで、公益通報者が保護の対象となるか否かの懸念なく公益通報の相談を行うことができる環境を整えることが必要である。

(2) 改正試案の提案内容

消費者庁を公益通報の総合的な相談窓口とし、これを周知するべく法律に定めるとともに、公益通報等を行おうとする者が不利益を被ることなく相談できることとした。

28 第15条 罰則（新設）

【条文案】

第15条 第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は前条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
--

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

現行法には罰則がないため、公益通報を行ったことを理由として、公益通報者を解雇したり、派遣契約等を解除したり、公益通報者に対して不利益取扱いをしたりなどしても、事業者には、民事上の損害賠償責任等が生じる可能性があるに過ぎない。そのため、事業者等の本法違反の行為に対し、罰則を導入することにより、公益通報者保護の必要性の認識を広め、本法の趣旨を広く社会に浸透させるべきである。

また、公益通報を受け付けた者が公益通報者にかかる情報を漏示することについても、公益通報者の保護の確保の観点から罰則をもって禁止すべきで

ある。

これらの罰則は、事業者の違反行為の抑制に実効性のある内容である必要がある。

なお、韓国の公益通報者保護法においても、不利益取扱いや公益通報者の情報の漏示は罰則をもって禁止されている。

(2) 改正試案の提案内容

労働基準法の不利益取扱いに対する罰則（労働基準法第104条第2項、第119条第1項）や個人情報保護法において主務大臣の命令に違反した場合の罰則（個人情報保護法第34条、第56条）を参考に、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金とする。

29 第16条 両罰規定（新設）

【条文案】

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は第14条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【現行法】

規定なし

【解説】

(1) 現行法の問題点と法改正の必要性

改正法で罰則を設けることとなったため、公益通報者に対する不利益取扱いは会社ぐるみで組織的に実行されることが多いことから、不利益取扱いを抑制するためには、違反行為をした行為者のみならず、法人や個人事業の経営者等も処罰の対象とする必要がある。

また、そもそも内部において適切な内部通報システムを設置しコンプライアンスが確保されるよう努めることは事業者の責務でもあり、これに反する事態が発生した場合を罰則の対象とすることで、適切な内部通報システムの構築を促す効果も期待できる。

(2) 改正試案の提案内容

労働安全衛生法第122条の規定を参考に両罰規定を設けることとした。

以上

(別紙)

公益通報者保護法日弁連改正試案

(目的)

第1条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の禁止等及び公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図り、もって個人の生命、身体及び財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の利益に係る情報の開示を促進し、並びに違法行為等の是正及び抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公益通報」とは、公益通報者が、通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を、使用者である事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）若しくは通報対象事実発生事業者又はこれらの事業者があらかじめ定めた者、当該通報対象事実について処分、勧告等の権限を有すると思料する行政機関又は消費者庁並びにその他の第三者に、真摯に通報することをいう。

2 この法律において「公益通報者」とは、次に掲げる者であつて、公益通報をした者をいう。

一 通報対象事実発生事業者の労働者

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した労働者

三 通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い、又は行っていた事業者の労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した者

四 前3号の労働者であつた者

五 通報対象事実発生事業者の役員及び役員であつた者

六 通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い、又は行っていた事業者の役員及び役員であつた者又は事業を行う個人

3 この法律において「通報対象事実」とは、次の各号に掲げる事実のいずれかをいう。

一 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する侵害が生じ

- たこと、生じていること、又は生じるおそれがあること。
- 二 環境が破壊されたこと、破壊されていること、又は破壊されるおそれがあること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、個人の生命、身体若しくは財産の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全又は公正な競争の確保に関する違法行為が行われたこと、行われていること、又は行われるおそれがあること。
- 四 前3号のいずれかに該当する事実についての情報が故意に隠蔽されたこと、隠蔽されていること、又は隠蔽されるおそれがあること。
- 4 この法律において「通報対象事実発生事業者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人
- 二 その役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人
- 5 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

(解雇の禁止)

- 第3条 公益通報者を使用する事業者は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者が次に掲げる公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者を解雇してはならない。
- 一 通報対象事実発生事業者若しくは通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約若しくは継続的取引契約関係にある事業者又はこれらの者があるあらかじめ定めた者に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると思料するとき
- 二 通報対象事実について処分、勧告等の権限があると思料する行政機関又は消費者庁に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると思料するに足りる合理的な理由のある場合又は通報対象事実が真実である場合
- 三 前2号に掲げるもののほか、公益通報者において通報対象事実があると思料するに足りる合理的な理由がある場合又は通報対象事実が真実である場合における公益通報で、次のいずれかに該当する場合

- イ 前2号に掲げる公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる合理的理由がある場合
- ロ 前2号に掲げる公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる合理的理由がある場合
- ハ 公益通報者を使用する事業者又は通報対象事実発生事業者から、明示的又は黙示的に、前2号に掲げる公益通報をしないことを正当な理由なく要求された場合
- ニ 書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第10条において同じ。）により、第1号に掲げる公益通報をした日から14日を経過しても調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由なく調査を行わない場合
- ホ 通報対象事実が重大で、個人の生命、身体又は財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争への侵害又は危険の程度、当該公益通報を受けた事業者又は行政機関の対応、公益通報者が当該公益通報に至った事情等を勘案し、当該公益通報が相当であると信ずるに足りる合理的理由がある場合

2 前項の規定に反してなされた解雇は、無効とする。

（労働派遣契約等の解除の禁止）

第4条 通報対象事実発生事業者は、公益通報者が前条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に係る労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約を解除してはならない。

2 前項の規定に反してなされた契約の解除は、無効とする。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた事業者は、公益通報者が第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として、次に掲げる不利益な取扱いをしてはならない。

- 一 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者に対する降格、減給等の懲戒処分、不利益な配置転換、昇級差別、昇格差別等の人事上の不利益な措置、雇用環境等に関する事実上の不利益な措置その他の一切の不利益

な取扱い

- 二 第2条第2項第2号及び第3号に掲げる公益通報者の交代の要請その他一切の不利益な取扱い
- 三 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる公益通報者に対する法律上又は事実上の一切の不利益な取扱い

(不利益取扱いの推定)

第6条 次に掲げる事由があるときは、公益通報者が当該公益通報を理由として不利益な取扱いを受けたものと推定する。

- 一 通報対象事実発生事業者又は通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約関係にあり、若しくはあつた者が、公益通報者を探し出そうと試み、公益通報ができないように妨害し、又は公益通報の撤回等を強要した場合
- 二 通報対象事実発生事業者又は通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約関係にあり、若しくはあつた者が、公益通報の1年以内に公益通報者に対し不利益な取扱いを行った場合

(免責)

第7条 第3条第1項各号に掲げる公益通報において、公益通報者の犯罪行為については、公益通報者において不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、その刑を免除し、又は減じることができる。

- 2 公益通報者を懲戒する権限を有する者は、第3条第1項各号に掲げる公益通報が、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、これを行うために必要な資料の取得に係る行為を理由として公益通報者に対する懲戒処分を行ってはならない。
- 3 公益通報者を懲戒する権限を有する者は、当該公益通報対象事実における公益通報者の違法行為を理由として当該公益通報者に対し懲戒処分を行うときは、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、その処分を免除し、又は減じることができる。
- 4 第3条第1項各号に掲げる公益通報の通報対象事実に係る事業者は、不正の利益を得、他人に損害を与え、又はその他不正の利益を図る目的でない限り、当該公益通報者に対し、当該通報によって生じた損害の賠償を請求することができない。

(解釈規定)

第8条 第3条から第5条までの規定は、通報対象事実に係る公益通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令の規定の適用を妨げない。

2 第3条の規定は、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条の規定の適用を妨げない。

3 第5条第1項の規定は、労働契約法第14条及び第15条の規定の適用を妨げない。

(一般職の国家公務員等に対する取扱い)

第9条 第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者、通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた者は、第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

(是正措置等の通知)

第10条 書面により公益通報者から第3条第1項第1号に掲げる公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

(行政機関がとるべき措置)

第11条 書面により第3条第1項第2号に掲げる公益通報を受けた行政機関は、当該公益通報に係る通報対象事実について、処分、勧告等の権限を有する場合は、速やかに必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、当該公益通報を受け付けた日から60日以内に、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。

3 行政機関の長は、公益通報者に対し、第1項の規定により通報対象事実について調査を開始したときはその旨を、通報対象事実がないと判断したときはその旨を、法令に基づく措置その他適当な措置をとったときはその旨を遅滞なく通知し、前項の規定により期間を延長したときは延長後の期限及び延長の理由を書面により遅滞なく通知しなければならない。

4 第1項の公益通報が犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前3項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところによる。

(教示)

第12条 前条第1項の公益通報が当該公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分、勧告等の権限を有する行政機関を、処分、勧告等の権限を有する行政機関がない場合は消費者庁を教示しなければならない。

(公益通報者の個人情報の保護)

第13条 公益通報者から公益通報を受け又はこれを取り扱う者は、公益通報者等の個人情報又はこれを推測し得る事実を他に知らせてはならない。ただし、公益通報者等が、任意に、事前に書面により同意したときは、この限りでない。

(公益通報者による相談)

第14条 消費者庁は、公益通報者が行おうとする、又は行っている公益通報に関する相談を受けることができる。

2 通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた者は、前項の相談を行った公益通報者に対し、

そのことを理由として法律上又は事実上の一切の不利益な取扱いを行ってはならない。

(罰則)

第15条 第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は前条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(罰則の対象者)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は第14条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

公益通報者保護法日弁連改正試案
条文対照表

現行法	日弁連改正試案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の<u>禁止等及び</u>公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図り、<u>もって個人の生命、身体及び財産の保護、消費者利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の利益に係る情報の開示を促進し、並びに違法行為等の是正及び抑止を図ることを目的とする。</u></p> <p>(<u>公益通報の定義</u>)</p> <p>第2条 この法律において「公益通報」とは、公益通報者が、通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を、<u>使用者である事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）若しくは通報対象事実発生事業者又はこれらの事業者があらかじめ定めた者、当該通報対象事実について処分、勧告等の権限を有すると思料する行政機関又は消費者庁並びにその他の第三者に、真摯に通報することをいう。</u></p>

<p>者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第3号において同じ。)に通報することをいう。</p> <p>一 当該労働者を自ら使用する事業者(次号に掲げる事業者を除く。)</p> <p>二 当該労働者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。第4条において「労働者派遣法」という。)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第1号に規定する労働者派遣をいう。第5条第2項において同じ。)の役務の提供を受ける事業者</p> <p>三 前2号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者</p> <p>2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。</p>	<p>2 この法律において「公益通報者」とは、次に掲げる者であって、<u>公益通報をした者</u>をいう。</p> <p>一 <u>通報対象事実発生事業者の労働者</u></p> <p>二 <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した労働者</u></p> <p>三 <u>通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い、又は行っていた事業者の労働者で、通報対象事実発生事業者の事業に従事した者</u></p> <p>四 <u>前3号の労働者であった者</u></p> <p>五 <u>通報対象事実発生事業者の役員及び役員であった者</u></p>
---	--

<p>3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。</p> <p>一 個人の生命又は身体の保護，消費者の利益の擁護，環境の保全，公正な競争の確保その他の国民の生命，身体，財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実</p> <p>二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し，又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）</p> <p>(新設)</p> <p>4 この法律において「行政機関」とは，次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 内閣府，宮内庁，内閣府設置法（平成11年法律第89九号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関，国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関，法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくは</p>	<p><u>六 通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約，請負契約若しくは継続的取引契約に基づいて事業を行い，又は行っていた事業者の役員及び役員であった者又は事業を行う個人</u></p> <p>3 この法律において「通報対象事実」とは，次の各号に掲げる事実のいずれかをいう。</p> <p>一 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人の財産に対する侵害が生じたこと，生じていること，又は生じるおそれがあること。</p> <p>二 環境が破壊されたこと，破壊されていること，又は破壊されるおそれがあること。</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか，個人の生命，身体若しくは財産の保護，消費者の利益の擁護，環境の保全又は公正な競争の確保に関する違法行為が行われたこと，行われていること，又は行われるおそれがあること。</p> <p>四 前3号のいずれかに該当する事実についての情報が故意に隠蔽されたこと，隠蔽されていること，又は隠蔽されるおそれがあること。</p> <p>4 この法律において「通報対象事実発生事業者」とは，次に掲げる者をいう。</p> <p>一 通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人</p> <p>二 その役員，従業員，代理人その他の者について通報対象事実が生じた法人その他の団体及び事業を行う個人</p> <p>5 (略)</p>
---	---

<p>これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員</p> <p>二 地方公共団体の機関（議会を除く。）</p> <p>(解雇の無効)</p> <p>第3条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第1項第1号に掲げる事業者が行つた解雇は、無効とする。</p> <p>一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報</p> <p>二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報</p> <p>三 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報</p> <p>イ 前2号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ロ 第1号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>ハ 労務提供先から前2号に定める公益</p>	<p>(解雇の禁止)</p> <p>第3条 公益通報者を使用する事業者は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者が次に掲げる公益通報をしたことを理由として、<u>当該公益通報者を解雇してはならない。</u></p> <p>一 <u>通報対象事実発生事業者若しくは通報対象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約若しくは継続的取引契約関係にある事業者又はこれらの者があらかじめ定めた者に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると思料するとき</u></p> <p>二 <u>通報対象事実について処分、勧告等の権限があると思料する行政機関又は消費者庁に対する公益通報で、公益通報者において通報対象事実があると信ずるに足りる合理的な理由のある場合又は通報対象事実が真実である場合</u></p> <p>三 <u>前2号に掲げるもののほか、公益通報者において通報対象事実があると信ずるに足りる合理的な理由がある場合又は通報対象事実が真実である場合における公益通報で、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>イ 前2号に<u>掲げる</u>公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる合理的理由がある場合</p> <p>ロ 前<u>2</u>号に<u>掲げる</u>公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる合理的理由がある場合</p> <p>ハ <u>公益通報者を使用する事業者又は通</u></p>
---	---

<p>通報をしないことを正当な理由がなく て要求された場合</p> <p>ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録を含む。第九 条において同じ。）により第1号に定め る公益通報をした日から20日を経過 しても、当該通報対象事実について、当 該労務提供先等から調査を行う旨の通 知がない場合又は当該労務提供先等が 正当な理由がなく調査を行わない場 合</p> <p>ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、 又は発生する急迫した危険があると信 ずるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>(新設)</p> <p>(労働者派遣契約の解除の無効)</p> <p>第4条 第2条第1項第2号に掲げる事業者 の指揮命令の下に労働する派遣労働者であ る公益通報者が前条各号に定める公益通報 をしたことを理由として同項第2号に掲げ る事業者が行った労働者派遣契約（労働者派 遣法第26条第1項に規定する労働者派遣 契約をいう。）の解除は、無効とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第5条 第3条に規定するもののほか、第2条</p>	<p><u>報対象事実発生事業者から、明示的又は 黙示的に、前2号に掲げる公益通報をし ないことを正当な理由なく要求された 場合</u></p> <p>ニ 書面（<u>電磁的記録（電子的方式、磁気 的方式その他の人の知覚によっては認識 することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。）を含む。 第10条において同じ。）により、第1 号に掲げる公益通報をした日から14 日を経過しても調査を行う旨の通知が ない場合又は正当な理由なく調査を行 わない場合</u></p> <p>ホ <u>通報対象事実が重大で、個人の生命、 身体又は財産の保護、消費者利益の擁 護、環境の保全、公正な競争への侵害又 は危険の程度、当該公益通報を受けた事 業者又は行政機関の対応、公益通報者が 当該公益通報に至った事情等を勘案し、 当該公益通報が相当であると信ずるに 足りる合理的理由がある場合</u></p> <p><u>2 前項の規定に反してなされた解雇は無効 とする。</u></p> <p>(労働派遣契約等の解除の禁止)</p> <p>第4条 <u>通報対象事実発生事業者は、公益通報 者が前条第1項各号に掲げる公益通報をし たことを理由として、当該公益通報者に係る 労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契 約を解除してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定に反してなされた契約の解除 は、無効とする。</u></p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第5条 <u>通報対象事実発生事業者及び通報対</u></p>
---	--

<p>第1項第1号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p><u>象事実発生事業者と労働者派遣契約、請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた事業者は、公益通報者が第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由として、次に掲げる不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>一 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる公益通報者に対する降格、減給等の懲戒処分、不利益な配置転換、昇級差別、昇格差別等の人事上の不利益な措置、雇用環境等に関する事実上の不利益な措置その他の一切の不利益な取扱い</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>二 第2条第2項第2号及び第3号に掲げる公益通報者の交代の要請その他一切の不利益な取扱い</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>三 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる公益通報者に対する法律上又は事実上の一切の不利益な取扱い</u></p>
<p>2 前条に規定するもののほか、第2条第1項第2号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(不利益取扱いの推定)</u> <u>第6条 次に掲げる事由があるときは、公益通報者が当該公益通報を理由として不利益な取扱いを受けたものと推定する。</u> <u>一 通報対象事実発生事業者又は通報対象事実発生事業者と請負契約若しくは継続的取引契約関係にあり、若しくはあつた者が、公益通報者を探し出そうと試み、公益通報ができないように妨害し、又は公益通報の撤回等を強要した場合</u> <u>二 通報対象事実発生事業者又は通報対象</u></p>

<p>法律に基づく命令をいう。第10条第1項において同じ。)の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>2 第3条の規定は、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>3 前条第1項の規定は、労働契約法第14条及び第15条の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>(一般職の国家公務員等に対する取扱い)</p> <p>第7条 第3条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第2条第1項第1号に掲げる事業者は、第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。</p> <p>(他人の正当な利益等の尊重)</p> <p>第8条 第3条各号に定める公益通報をする</p>	<p>る他の法令の規定の適用を妨げない。</p> <p>2 第3条の規定は、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条の規定の適用を妨げない。</p> <p>3 第5条第1項の規定は、労働契約法第14条及び第15条の規定の適用を妨げない。</p> <p>(一般職の国家公務員等に対する取扱い)</p> <p>第9条 第3条第1項各号に掲げる公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者、<u>通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた者は、</u>第3条第1項各号に<u>掲げる公益通報</u>をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(是正措置等の通知)</p> <p>第9条 書面により公益通報者から第3条第1号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。</p> <p>(行政機関がとるべき措置)</p> <p>第10条 公益通報者から第3条第2号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の公益通報が第2条第3項第1号に</p>	<p>(是正措置等の通知)</p> <p>第10条 書面により公益通報者から第3条第1項第1号に掲げる公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。</p> <p>(行政機関がとるべき措置)</p> <p>第11条 書面により第3条第1項第2号に掲げる公益通報を受けた行政機関は、当該公益通報に係る通報対象事実について、処分、勧告等の権限を有する場合は、速やかに必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、<u>当該公益通報を受け付けた日から60日以内に、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。</u></p> <p>3 <u>行政機関の長は、公益通報者に対し、第1項の規定により通報対象事実について調査を開始したときはその旨を、通報対象事実がないと判断したときはその旨を、法令に基づく措置その他適当な措置をとったときはその旨を遅滞なく通知し、前項の規定により期間を延長したときは延長後の期限及び延長の理由を書面により遅滞なく通知しなければならない。</u></p> <p>4 第1項の公益通報が犯罪行為の事実を内</p>
--	--

<p>掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところによる。</p> <p>（教示）</p> <p>第11条 前条第1項の公益通報が誤って当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>容とする場合における当該犯罪の捜査及び公訴については、<u>前3項</u>の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の定めるところによる。</p> <p>（教示）</p> <p>第12条 前条第1項の公益通報が当該公益通報に係る通報対象事実について処分、<u>勧告等の権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実について処分、<u>勧告等の権限を有する行政機関を、処分、勧告等の権限を有する行政機関がない場合は消費者庁を教示しなければならない。</u></u></p> <p>（公益通報者の個人情報の保護）</p> <p>第13条 <u>公益通報者から公益通報を受け又はこれを取り扱う者は、公益通報者等の個人情報又はこれを推測し得る事実を他に知らせてはならない。ただし、公益通報者等が、任意に、事前に書面により同意したときは、この限りでない。</u></p> <p>（公益通報者等による相談）</p> <p>第14条 <u>消費者庁は、公益通報者が行おうとする、又は行っている公益通報に関する相談を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>通報対象事実発生事業者及び通報対象事実発生事業者と請負契約又は継続的取引契約関係にあり、又はあつた者は、前項の相談を行った公益通報者に対し、そのことを理由として法律上又は事実上の一切の不利益な取扱いを行ってはならない。</u></p> <p>（罰則）</p> <p>第15条 <u>第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は前条第2項の規定に違反し</u></p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p><u>た者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p><u>(罰則の対象者)</u></p> <p><u>第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第3条第1項、第4条第1項、第5条、第13条又は第14条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</u></p>
-------------	---